

第26期 農追町農業委員会委員 募 集 要 項

現農業委員の任期が令和8年7月に満了することにより、次期農業委員会の委員を募集します。

記

1. 募集人数 13人(うち中立委員1人を含む*)
※ 法令により、認定農業者等が農業委員の一定割合を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に關し利害関係を有しない者(中立委員)を1人以上含めること、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこと等の規定があります。
2. 任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで(3年間)
3. 身 分 鹿追町の特別職の非常勤職員
4. 委員報酬 月額40,600円

主な業務内容

- ① 農地法等によりその権限に属させた事項に關すること
 - ・ 農地の権利移動及び転用の許認可に関する業務
- ② 農地等の利用の最適化推進に關すること
 - ・ 担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消や新規参入の促進に関する業務
 - ・ 上記の目的達成に向けた現地での調査、指導及びパトロール等

5. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に關しその職務を適切に行うことができる方。

ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 鹿追町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者

6. 推薦及び応募の方法

所定の様式に必要事項を記入のうえ、②の添付書類を添えて、持参又は郵送により、鹿追町農業委員会事務局まで提出してください。

- ① 推薦及び応募の様式
 - ・個人による推薦 【様式第1号】
 - ・法人または団体等による推薦 【様式第2号】
 - ・個人による応募 【様式第3号】

② 添付書類

- 被推薦者又は応募者の住民票
(発行後3か月以内のもの及びマイナンバーの記載がないものに限る)
- 被推薦者又は応募者が認定農業者※である場合はそれを証明する書類の写し
※農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する農業者のこと
- その他町長が必要と認める書類

7. 申込様式の入手方法、受付期間、提出先

- ① 次の窓口に備え付けています。鹿追町公式ホームページからもダウンロードできます。

- ・ 鹿追町農業委員会事務局
〒081-0292 鹿追町東町1丁目15番地1 役場庁舎2階 ☎0156-66-4036
- ・ 鹿追町役場瓜幕支所
〒081-0341 鹿追町瓜幕西2丁目9番地 ☎0156-67-2111
- ・ 《鹿追町公式ホームページ》 <https://www.town.shikaoi.lg.jp>

② 受付期間

令和8年3月2日(月)から令和8年3月31日(火)まで【必着】

※ 持参される場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※ 郵送の場合は、当日の消印有効とします。

※ 申込状況等によっては、受付期間を延長する場合があります。延長した場合には、受付期間最終日以降に鹿追町公式ホームページ等によりお知らせします。

③ 提出先及び問い合わせ先

鹿追町農業委員会事務局

〒081-0292 河東郡鹿追町東町1丁目15番地1 鹿追町役場庁舎2階

電話:0156-66-4036 ファックス:0156-66-1620

メール:noui@town.shikaoi.lg.jp

8. 委員の選考方法

鹿追町農業委員会委員候補者評価委員会において、提出された書類をもとに評価を行い(必要に応じて面接を行う場合があります)、その評価結果を参考に町長が委員に任命する者を選考し、議会の同意を得た上で委員を任命します。

結果については、6月下旬に鹿追町公式ホームページ等により公表します。

9. 申込者等に関する情報の公表

法令に基づき、受付期間の中間及び終了後に申込者等に関する次の情報を提出された書類をもとに、鹿追町公式ホームページ等で公表しますので予めご了承ください。

- (1) 推薦者(個人)については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者(法人及び団体)については名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件等
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 被推薦者又は応募者が認定農業者又はそれに準ずる者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 被推薦者及び応募者の数とそのうちの認定農業者の数